

# 雇用調整助成金の特例措置

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

## 雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

## 【特例措置の対象となる事業者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少していること等の要件があります。

## 【特例措置の内容】

### ○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された翌月末まで（令和3年2月中に宣言が解除された場合も令和3年4月30日までの休業等に適用）

- ① 休業手当等に対する助成率：中小企業 4/5、大企業 2/3  
解雇等行わない場合の助成率：中小企業 10/10【注1】、大企業 3/4）  
※助成額の上限：対象労働者 1人1日当たり15,000円
- ② 教育訓練を実施した場合、中小企業 2,400円、大企業 1,800円を加算します
- ③ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ④ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑤ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象にしています

【注1】令和3年1月8日以降の休業等については令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

### ○以下に該当する場合、大企業の助成率を中小企業と同水準に引き上げています

※令和3年1月8日以降（⑥については緊急事態宣言が解除された月の翌月末まで）の休業等に適用

- ⑥ 緊急事態宣言の発出に伴い、基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食等について、助成率を最大 10/10【注2】に引き上げています  
※まん延防止等重点措置実施地域に指定された地域があれば同様の取扱いとします
- ⑦ 生産指標が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で 30%以上減少した全国の大企業に関して、助成率を最大 10/10【注2】に引き上げています

【注2】令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

### ○活用しやすさ

- ⑧ 申請書類を大幅に簡素化しています  
添付書類等を削減し、休業等計画届の提出は不要としています  
※申請書類様式はコチラ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin\\_20200410\\_forms.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html)

- ⑨ 助成額の算定方法等申請手続きを簡素化しています。

※ガイドブックはコチラ：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>

- ⑩ オンライン申請も受け付けています

※オンライン申請はコチラ：<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

## 【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ  
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。  
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP  
雇調金ページ

